

令和4年度

一般会計歳出 第9款 2項 2目 12節 委託料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 都筑工場 施設係 TEL 941-7911
------	-----------	-----	----------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名
都筑工場焼却残さ輸送委託
- 2 履 行 場 所
資源循環局都筑工場
- 3 履 行 期 間
期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
又 は 期 限
期限 契約締結日から令和 年 月 日まで
- 4 契 約 区 分
確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項
なし
- 6 現 場 説 明
 不要
 要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委 託 概 要
本委託は、都筑工場より排出される焼却残さを
南本牧廃棄物最終処分場へ輸送するものである。

8 部分払

する (12 回以内)
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
焼却残さ輸送費					
南本牧廃棄物最終処分場 (南本牧ふ頭出入口)	4月～3月	(33,601)	t		()

- * 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額		(¥)
<hr/>		
内訳	業務価格	(¥)

消費税等相当額		(¥)

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
都筑工場焼却残さ輸送委託						
焼却残さ輸送費(概算)						
南本牧廃棄物最終処分場 (南本牧ふ頭出入口)		(33,601)	t		()	
計					()	
業務価格					()	
消費税等相当額		1	式		()	
業務委託料					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

特記仕様書

1 委託概要

本委託は、横浜市都筑区平台 27 番 1 号所在、横浜市資源循環局都筑工場を通常の配車場所とし、都筑工場の焼却残さ（灰）を、横浜市中区南本牧 4 番地先所在、資源循環局南本牧廃棄物最終処分場に輸送するものである。

2 履行期間

本委託の履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（祝日も含む。）とし、原則として土曜日及び日曜日は除くものとする。

ただし、次の期間は焼却残さの搬出はないものとする。

- (1) 年末年始(12月31日から1月3日)
- (2) 令和5年1月20日から令和5年1月25日

3 作業時間

積込作業時間は原則として午前 8 時から午後 4 時までとする。

横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場の受入時間は原則として午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 4 時で受入時間内に入退場すること。

4 概算年間輸送量

横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場への概算年間輸送量は 33,601 [t] とする。

5 積載量

- (1) 1 回あたりの積載量は、当該車両の最大積載量を超えないものとし、以下による。
- (2) 10 [t] 車の平均積載量は 8.3 [t] 程度とする。
- (3) 8 [t] 車の平均積載量は 7.0 [t] 程度とする。
- (4) 計量は工場内トラックスケールにより行い、原則として往復計量し、差し引き重量をその回の積載量とする。
- (5) 1 車 1 往復を 1 回とする。また、最終回も 1 往復とみなし 1 回とする。

6 配車数

1 日の輸送量は以下のとおりとし、その残さを輸送する適切な車両数を配車すること。ただし、焼却量の増減により、この数値が変更になることがある。この場合、受託者は本市の指示する車両数を配車するものとする。

- (1) 焼却炉 1 炉稼動時は平均 71 [t] とする。
- (2) 焼却炉 2 炉稼動時は平均 142 [t] とする。
- (3) 焼却炉 3 炉稼動時は平均 213 [t] とする。

7 輸送回数

1 日 1 車の標準輸送回数は 3 回以上とする。ただし、本市の指示により輸送回数を変更することがある。

8 車両の要件

- (1) 配属車両は整備良好な 8 [t] 車又は 10 [t] 車（鋼製荷箱容量 13.6 [m³] 以上、深ボディダンプトラック、最大高約 3.4 [m] 以下）で、自社車両を原則とする。また、1 車につき運転手 1 名を配属するものとする。
- (2) ETC 装置の搭載が必要である。
- (3) 8 [t] 車及び 10 [t] 車の配車計画は、本市及び受託者協議の上決定する。

9 輸送経路

- (1) 輸送経路は、本市が別紙図面に定めた経路を想定しているが、経路を変更する場合は、市民に迷惑が掛からないように生活道路等を通行しないよう留意すること。
- (2) 残さ輸送車両の高速道路通行にあたり、受託者は（港北～保土ヶ谷）第三京浜道路及び（保土ヶ谷～南本牧ふ頭）首都高速道路を使用することを想定しているが、状況により指定以外の交通経路で運搬することも可とする。

10 作業上の注意

- (1) 受託者は残さ輸送にあたり、荷台から灰が露出、飛散しないようにシートで養生するか、又は開放部全面に可動式天蓋を設置する等の措置を講じるとともに、灰及び汚水を路面にこぼさないよう措置を講じるものとし、車両の洗浄等は念入りに行うものとする。

なお、工場内における作業場所はダイオキシン類ばく露防止対策要綱における第 1 管理区域であ

るため、適切な保護具を着用すること。

- (2) 車両の走行については道路交通法を遵守するとともに、輸送経路付近住民に対する環境障害とならないように常に配慮するものとする。

11 輸送業務の停止

- (1) 本市は施設の事故等により、輸送業務を停止することがある。この場合、保証料金等は支払わないものとする。
- (2) 横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場が、強風や積雪等により受入れを停止している場合、本市の指示により輸送業務を停止する。この場合、保証料金等は支払わないものとする。

12 輸送伝票

受託者は、本市が発行する当該月の輸送先証明印が押印された残さ輸送伝票を、請求書とともに翌月5日までに本市に提出するものとする。

13 関係法令

受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、同規則、道路運送車両法その他関係法規を遵守しなければならない。

14 契約の解除

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、一般廃棄物処理業の停止、取消しの行政処分を受けた場合、本市は契約を解除することができる。

15 事故処理

本市の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む。）については、一切受託者の責任において処理するものとする。

16 提出書類

以下の書類を委託担当職員（担当監督員）に提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
車両一覧表	業務着手前	1部	
横浜市一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）	業務着手前	1部	
車検証（写し）	業務着手前	1部	委託に用いる全車両分
ETC利用明細書	業務着手中	1部	原則として提出不要だが、委託担当職員から提出を求められた場合のみ提出すること。

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和2年4月
☑	資源循環局構内作業基準	令和3年3月
☐	本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	令和3年10月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
☐	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
☐	前金払に関する特記事項	
	本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

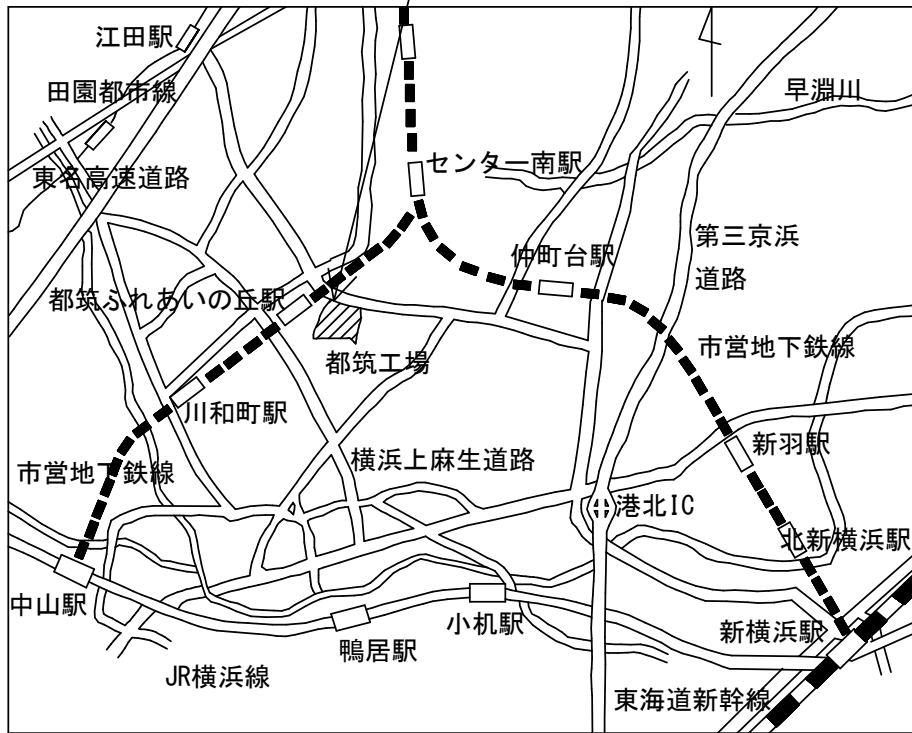
2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

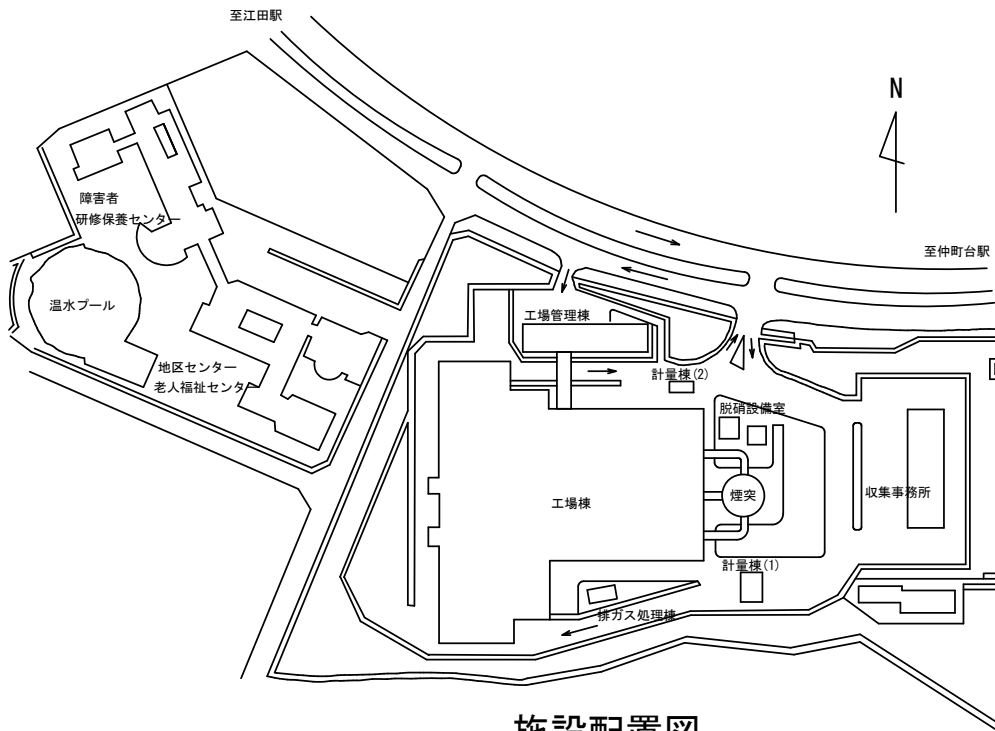
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

横浜市都筑区平台27番1号

TEL 045-941-7911



案内図



施設配置図

横浜市資源循環局都筑工場 案内図

